

保護者の方へ

## 令和 7 年度 就学援助・就学奨励のお知らせ

中央区教育委員会教育長

－就学に必要な費用の援助が受けられます－

中央区では、お子様を小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、就学援助・就学奨励として学用品費等の援助を行っています。

次の事項をよくお読みのうえ、希望する場合は受給申請書に必要事項を記入し、令和 7 年 4 月 3 0 日（水）までに教育委員会事務局学務課学事係宛てにご郵送ください（提出先は小学校、中学校ではありません）。

## □就学援助・就学奨励とは

**就学援助**とは、経済的な理由によって就学困難と認められる就学予定者又は児童生徒に対し、義務教育の円滑な実施に役立てるための就学奨励対策として、生活保護法に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給のほか、学校教育法に基づく就学援助費の支給を行う制度のことです。

**就学奨励**とは、特別支援学級、特別支援教室又は通級指導学級に通う予定の就学予定者又は児童生徒に対し、就学の特殊事情を考慮し、ご家庭の負担を軽減するため、必要な費用の一部を補助する制度のことです。

就学援助・就学奨励では学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、部活動費、校外活動費等が支給されます。

※就学援助・就学奨励を受ける場合でも、教材費などの学校納付金を免除するものではありませんので、学校納付金は学校の指示に従って必ずお支払いください。

※生活保護法に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給を受けている方は費目・金額が異なります。

## □就学援助・就学奨励の対象となる方

### 1. 就学援助を受けられる方は(1)～(3)の全てに該当している必要があります。

(1) 中央区にお住まいの方（区外にお住まいの方は住所地の教育委員会にお問い合わせください）

(2) お子様が国公立小・中学校に在籍している方

※**特別支援学校**に在籍している方は、中央区で実施する就学援助の対象外となります。

(3) 次のいずれかに該当する方

① 現在、生活保護を受けている方

② 現在、生活保護を受けていないが、令和6年度又は令和7年度において生活保護が停止又は廃止された方

③ 現在、生活保護を受けていないが、令和7年度において次のいずれかに該当する方

ア 区民税が非課税又は減免された方

イ 個人事業税が減免された方

ウ 国民年金の掛金が減免された方

エ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予がされた方

オ 児童扶養手当を受給している方（児童手当ではありません）

カ 世帯の総所得額が基準額未満の方（基準額は、世帯人員、世帯構成等により異なりますが、一応の目安は下記のとおりです）

※総所得とは、給与所得控除後の金額を指します。

| 世帯人員 | 世帯構成                           | 令和6年分の年間所得額 |
|------|--------------------------------|-------------|
| 3人   | 父35歳、母30歳、子(小1)の場合             | 約394.2万円    |
| 4人   | 父35歳、母30歳、子(小1)、子3歳の場合         | 約472.1万円    |
| 5人   | 父45歳、母40歳、子(中3)、子(小6)、子(小3)の場合 | 約573.8万円    |

※令和6年度の基準額からは変更になっています。

## 2. 就学奨励を受けられる方は(1)及び(2)に該当している必要があります。

(1) 中央区にお住まいの方

(2) 次のいずれかに該当する方

① お子様が国公立の特別支援学級、特別支援教室又は通級指導学級に通学・通級している方

※特別支援学校に在籍している方は、中央区で実施する就学奨励の対象外となります。

② 就学相談を受け、お子様が学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度（特別支援学校の入学基準）に該当するが、国公立の通常学級に通学している方

※上記(1)及び(2)に該当する方で、前項1の(3)のいずれかに該当する場合、学用品費等の費目を受給することができます。

なお、特別支援学級又は通級指導学級に在籍し、通学の際に交通費が発生している場合は、申請をしていただければ総所得額に関係なく交通費分を受給することができます。

詳細については特別支援学級等を通じて、別途ご案内をお配りしますので、そちらをご確認ください。

## □申請

### 1. 申請書類

1世帯につき「令和7年度就学援助・就学奨励費受給申請書兼口座振替依頼書」1枚、申請者（保護者）の本人確認書類1部をそろえてご提出ください。対象となる児童・生徒全員分を申請したことになります。書類不備があった場合は、審査ができませんのでご注意ください。

(1) 令和7年度就学援助・就学奨励費受給申請書兼口座振替依頼書 ※裏面もあります。

消せるボールペン、鉛筆書きは不可です。訂正する場合は、二重線で消し、余白にご記入ください。訂正印は不要です。なお、世帯の状況欄に書ききれない場合は申請書をコピーし、世帯の状況欄のみご記入ください。

(2) 申請者（保護者）の本人確認書類を添付の上、「令和7年度就学援助・就学奨励費受給申請書兼口座振替依頼書」と同封し、次ページの郵送先へご提出ください。

○添付する申請者（保護者）本人確認書類（1又は2の提出が必要です）

1. 個人番号カード（顔写真のあるもの）をお持ちの方

・個人番号カードの両面の写し

2. 個人番号カード（顔写真のあるもの）をお持ちでない方

・個人番号付き住民票と本人確認書類1種類の写し

本人確認書類の例：運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書

※個人番号通知カード（顔写真のないもの）は、添付の対象外になります。

### 2. 申請方法

同封の返信用封筒に切手を貼付のうえ、中央区教育委員会事務局学務課学事係へご郵送ください。

※提出先は小学校、中学校ではありません。

### 3. 申請期限

令和7年4月30日（水）

#### 4. 郵送先

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号  
中央区教育委員会事務局学務課学事係

#### □税の申告

税の申告がお済みでない場合（所得が給与所得のみであり、勤務先等で年末調整をされている方は除く）は審査することができませんので、世帯の状況に記載された方のうち、税法上の控除対象配偶者や扶養親族として申告されていない方は収入の有無に関わらず、令和7年1月1日時点にお住まいのあった区市町村の税務課で申告してください。審査には生計を共にしている家族全員の所得状況の確認が必要になりますので、1名でも税の申告をしていない場合は審査を行うことができません。住民税の申告についてご不明な点等がございましたら、税務課課税係 3546-5270～5275へご連絡ください。

また、海外から転入し、日本で税の申告を行っていない方は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの総所得が分かる書類（海外の課税証明書又は会社から発行される源泉徴収票の写し等）をご提出ください。なお、外国語で書かれている部分は翻訳をつけ、外国通貨で書かれている部分は日本円に換算したおよその金額を余白に記入し、ご提出ください。

#### □結果通知

審査ができた場合、7月下旬頃に通知を送付予定です。

#### □支給時期

第1回 7月末頃

第2回 12月末頃

第3回 3月末頃

※令和7年度に認定された方の就学援助・就学奨励を受けられる期間は認定された月から令和8年（2026年）3月までとなります。また、年度途中で認定された方は支給時期、費目によっては支給金額が異なります。

#### □問合せ先

中央区教育委員会事務局学務課学事係  
電話 3546－5512～5514